

個人情報保護是正予防処置規則

(目的)

第1条 本規則は、「個人情報管理規則」および「個人情報保護監査規則」に基づき、緊急時対応、苦情及び相談への対応、並びにこれらの問題及び不適合の是正処置（再発防止）、予防処置（未然防止）について定め、個人情報保護に関する理解と遵守、周知徹底を図ることを目的とする。

この規則に定義のない用語の意義に関しては、「個人情報管理規則」および「個人情報保護監査規則」の定義に従うものとする。

(対応の対象と報告先)

第2条 下記の事象の発生を知った者は影響の程度を自ら判断することなく、その大小に関わらず、「事件・事故対応票」により、下記へ直ちに報告する。

対応の対象		報告先
個人情報の破壊、改ざん、漏洩		社長
本人からの苦情（問合せ、相談）		社長
不適合	JIPDEC等外部機関による指摘	社長
	その他規則等からの逸脱	個人情報保護管理者
	社内の監査による指摘	個人情報保護管理者
システム障害など		個人情報保護管理者

(個人情報の破壊、改ざんが発生した時の緊急対応手順)

第3条 社長は以下の項目を直ちに関係者に指示し、実施する。

原因の特定、応急処置を実行する。

当社内及び影響範囲の全ての組織・人に周知する。（第5条）

本人に影響が及ぶときは、事件・事故が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置く。

電子データの場合は、バックアップによる復旧若しくは再作成・入手を行う。

機器の場合は修理、復旧、交換等の手続きを行う。

書類、フィルム等の原本の場合は、可能な範囲で修復を行う。

二次被害防止及び原因対策を実施する

社内外関連の組織・人に対応結果及び対策を報告、公表、謝罪する。（第5条）

(個人情報の漏洩が発生した時の対応手順)

第4条 社長は以下の項目を直ちに関係者に指示し、実施する。

原因の特定、応急処置を実行する。

可能な場合、漏洩した個人情報を回収する。

当社内及び影響範囲の全ての組織・人に周知する。（第5条）

本人に影響が及ぶときは、事件・事故が発生した個人情報の内容を本人に速やかに通知

し、又は本人が容易に知りうる状態に置く
二次被害防止及び原因対策を実施する
社内外関連の組織・人に対応結果及び対策を報告、公表、謝罪する。(第5条)

(事件・事故の関係機関への届け出)

第5条 社長は発生した事件・事故が故意の犯罪に基づくと判断される場合、あるいは個人情報に関わる事件・事故である場合は、関係機関に届け出る。(別紙1)

(本人から苦情、問合せ、相談があった場合の対応手順)

第6条 本人から苦情、問合せ、相談があった場合の対応手順は以下のとおりとする。
本人から個人情報に関する苦情、問合せ、相談を受けた者は、苦情相談窓口責任者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
苦情相談窓口責任者は、前項の内容が苦情の場合、第10条に定める是正処置を講じる。
また都度「苦情・相談等対応報告書」により、社長に報告する。

(システム障害などの場合の対応手順)

第7条 機器障害、過失、悪意のある行為等によるシステム障害などの情報を得た者は直ちに個人情報保護管理者に報告し、その指示に従わなければならない。
個人情報保護管理者は、情報セキュリティ責任者と連携をとり、第10条に定める是正処置を講じる。また「是正予防処置報告書」に記録し関連部署に連絡する。

(関係者の処分)

第8条 社長は「就業規則」に従い当事者を処分し、必要に応じ管理者の処分を行う。

(不適合の場合の対応手順)

第9条 J I P D E C等外部機関による指摘、その他規則等からの逸脱、社内の監査による指摘等の不適合に対する是正処置及び予防処置を確実に実施するための責任と権限を定める手順は次条以下のとおりとする。

(是正処置)

第10条 各部署は、事件・事故又は規定違反の直接の原因、並びに再発防止を目的に不適合の発生原因を除去するために、以下の手順に従って是正処置を講じる。

是正処置の手順：

STEP	手順	説明
1	不適合の指摘	不適合を発見した者は「是正予防処置報告書」で個人情報保護管理者に是正を依頼する。 発見者が緊急の処置を必要と判断した場合は対処後の報告も可とする。

2	事実の確認	個人情報保護管理者は関係部署の責任者に、個人情報保護に関わる事件・事故又は不適合の事実を確認する。 (参考情報) a. 過去に発生した事件・事故の履歴 b. 監査で検出された不適合 c. プライバシーマーク審査で検出された不適合
3	是正処置	関係部署の責任者は、発生又は指摘された不適合の是正処置を実施し「是正予防処置報告書」に実施内容を記述する。
4	原因の特定	関係部署の責任者は、発生又は指摘された不適合の発生要因を調べ、その結果から原因を特定する。
5	再発防止策の検討	関係部署の責任者は、特定した原因から再発防止策を検討する。
6	再発防止策の評価	個人情報保護管理者は再発防止策の有効性を評価する。
7	再発防止策の決定及び実施	個人情報保護管理者は再発防止策の評価結果を社長に報告し、承認を得る。 関係部署の責任者は、再発防止策を実施する。
8	実施結果の承認	関係部署の責任者は実施した再発防止策を「是正予防処置報告書」に記録し個人情報保護管理者に報告する。個人情報保護管理者は実施結果を社長に報告し承認を得る。

(是正処置及び再発防止策の評価)

第 11 条 個人情報保護管理者は、実施された是正処置及び再発防止策の継続的な有効性に関する評価を行い、その結果を社長に報告し承認を得る。

(予防処置)

第 12 条 各部署は、将来不適合発生の可能性のある事象、又はその他望ましくない状況に対応するため、以下の手順に従って予防処置を講じる。

予防処置の手順：

STEP	手順	説明
1	潜在要因の明確化	同一・類似問題等が繰り返し発生する可能性、事件・事故発生被害の低減等、予防処置を必要とする事象を発見若しくは予知した者は「是正予防処置報告書」で個人情報保護管理者に予防を依頼する。 発見者が緊急の処置を必要と判断した場合は対応後の報告も可とする。
2	影響の評価	個人情報保護管理者と関係部署の責任者は潜在要因から、将来発生する可能性のある事件・事故の影響の大きさを評価する。

3	予防処置策の検討	個人情報保護管理者と関係部署の責任者は影響の評価結果に基づき有効な予防処置策を検討する。
4	予防処置策の必要性の評価	個人情報保護管理者は、予防処置の必要性を評価する。
5	予防処置策の決定及び実施	個人情報保護管理者は予防処置策の評価結果を社長に報告し、承認を得る。 関係部署の責任者は、予防処置策を実施する。
6	実施結果の承認	関係部署の責任者は実施した予防処置策を「是正予防処置報告書」に記録し個人情報保護管理者に報告する。 個人情報保護管理者は実施結果を社長に報告し承認を得る。

(予防処置)

第13条 予防処置を実施する部署は、個人情報保護管理者と予防処置活動計画を作成し、実施する。

a. 計画には、以下の内容を盛り込む。

- ・ 予想される不適合（問題件名）
- ・ 不適合を起こすと予想される原因又は要因
- ・ 予測される問題の大きさ（コスト・被害金額）
- ・ 予測される発生時期
- ・ 予防に必要とされる経営資源（人、物、金）
- ・ 予防処置活動のスケジュール

b. 予防処置を実施する部署は、活動計画に基づいた予防処置活動を実施する。

(予防処置のレビュー)

第14条 個人情報保護管理者は、実施された予防処置の継続的な有効性に関する評価を行い、その結果を社長に報告し、社長の承認を得る。

附則

1. この規則は、平成17年12月15日から施行する。
2. 平成18年8月10日に改定、施行する。
3. 平成18年11月1日に改定、施行する。
4. この規則を改廃する場合には、従業員の意見を聴いて行う。

以 上

別紙1

届出機関 (関係機関と調整)

JIPDEC(日本情報処理開発協会)P マーク事務局

都道府県警察本部
都道府県警察本部サイバー犯罪相談窓口
警視庁(電話番号:03-3431-8109 専)

事業等所管省庁(主務大臣)
内閣府 大臣官房総務課 03-5253-2111
経済産業省 商務情報政策局情報経済課 03-3501-1511

(以下は関係機関の指示による)

防衛庁 長官官房文書課 03-3268-3111
金融庁 総務企画局企画課 03-3506-6000
総務省 大臣官房政策評価広報課 03-5253-5111
法務省 大臣官房秘書課 03-3580-4111
外務省 大臣官房総務課情報公開室 03-3580-3311
財務省 大臣官房文書課情報公開室 03-3581-4111
文部科学省 大臣官房総務課 03-5253-4111
厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官室 03-5253-1111
農林水産省 大臣官房情報課 03-3502-8111
国土交通省 総合政策局情報管理部情報企画課 03-5253-8333
環境省 大臣官房総務課情報公開室 03-3581-3351